

制定日	平成18年 4月18日
改訂日	平成20年 8月 1日
施行日	平成20年 8月 1日

松前町給水装置工事設計施工要領

松 前 町 上 下 水 道 課

松前町給水装置工事設計施工基準

1. 工事の種類

給水工事の種類は、概ね次の工種に分類されている。

(1) 新設工事

水道のない家屋に新たな給水装置を設ける工事

- a 未加入の土地について、新たに給水工事を行う場合は新設工事となる。
- b 閉栓台帳に記載のないものは新設工事とする。
- c 加入金は、土地に帰属する。(番地を確認すること。)ただし、その後分筆された場合は、元番地に帰属する。

(2) 開栓工事

閉栓台帳に記載のあるものは開栓工事とする。

(3) 閉栓工事

給水を一時停止する工事(メーター器撤去)

(4) 変更工事

口径を増減する工事又は大幅な給水装置の改造工事

- a 増口径の場合は、差額の加入金を納入すること。

例1 既設メーターφ13mmをφ20mmに変更する場合

現在のφ13mmの水道加入金額 ¥34,100-

現在のφ20mmの水道加入金額 ¥74,800-

算定式 $74,800 - 34,100 = 40,700$

差額(¥40,700-)を納入する。

- b 減口径の場合は、差額の加入金を返却しない。

例1 既設メーターφ20mmをφ13mmに変更する場合

水道加入金の差額は返却しない。また水道加入φ20mmは消滅する。

上記について、水道加入者に確認すること。

例2 既設メーターφ20mmをφ13mm×6箇所に変更する場合

現在のφ13mmの水道加入金額 ¥34,100-

現在のφ20mmの水道加入金額 ¥74,800-

算式 $74,800 - 34,100 \times 6 = -129,800$ (不足分)

差額(¥129,800-)を納入する。

また給水工事の種類は、以下のとおり。

$129,800 \div 34,100 = 3$ 箇所 余り¥27,500-

新設工事 3箇所 ($34,100 \times 3 = 102,300$ -)

変更工事 3箇所 (不足分 =27,500-)

- c 大幅な給水装置の改造工事(リフォーム)

(5) 撤去工事

水道が不用になった場合で、既設の給水装置を撤去する工事(分水栓で停止する。)

2. 給水方式

給水方式には、直結式、受水槽式及び直結・受水槽併用式があり、その方式は、給水栓の高さ、需要者の必要とする水量、水の使用用途、需要者の要望等を考慮し決定する。これらの方式のうちいずれかを採用するかは、付近の配水管の水圧状況、その建物の水の使用状況などを調査の上決めなければならない。

(1) 直結式

- a 直結直圧式 配水管の動水圧により直接給水する方式
- b 直結増圧式 給水管の途中に増圧給水設備を設置し、圧力を増して直結給水する方式

(2) 受水槽式

- a 高置水槽式 受水槽で受水したのち、ポンプで揚水して高置水槽へ貯留し、自然流下で給水する方式
- b 圧力水槽式 受水槽で受水したのち、ポンプで圧力水槽に貯え、その内部圧力によって給水する方式
- c ポンプ直送式 受水槽で受水したのち、使用量の変動に応じてポンプの運転台数や回転速度を制御し給水する方式

(3) 直結・受水槽併用式

一つの建物で直結式、受水槽式の両方の給水方式を併用するもの。

次のような場合には、受水槽式とする。

- ① 3階以上の高さの建物（給水場所によっては2階以上の建物）で給水を受ける場合。
- ② 災害時、事故等による水道の断水時にも、水の確保が必要な場合。
- ③ 一時に多量の水を使用するとき、又は使用水量の変動が大きいなど、直結給水によると配水管の水圧低下を引き起こすおそれがある場合。
- ④ 配水管の水圧変動にかかわらず、常時一定の水量、水圧を必要とするとき。
- ⑤ 薬品を使用する工場など、逆流によって配水管の水質を汚染するおそれのある場合。
- ⑥ その他管理者が必要と認める場合。

3. 水道メーターまでの使用材料

配水管に給水管を取付ける工事及び当該取付口からメーターまでの工事に用いようとする給水管及び分水栓、仕切弁、止水栓並びにボックス等の付属品については、管理者が指定する材料を使用しなければならない。

- (1) 口径が 40mm 以下の給水管については水道用ポリエチレンパイプ(1種二層管)、口径が 50mm 及び 75mm の給水管については水道配水用ポリエチレンパイプ (EF) を使用すること。
- (2) 施工技術その他の事由により、管理者がやむを得ないと認めた場合は、上記に定める材料以外の材料を使用することができる。
- (3) 口径が 25mm 以下の分水栓については PE ろくろ一体型サドル分水栓、口径が 30mm 及び 40mm の分水栓についてはボール式サドル分水栓+フレキシブル継手、口径が 50mm 以上については割丁字管又はサドル分水栓を使用し、不断水工法とする。
- (4) 口径が 13mm~25mm までの止水栓は盗水防止型逆止弁付メーター直結ボール止水栓、口径が 30mm~50mm についてはメーター直結ボール止水栓+逆止弁を使用すること。
- (5) 口径が 13mm~40mm までのメーターボックスは町指定のものを使用すること。口径が 50mm 以上のメーターボックスについては別途協議すること。
- (6) 給水管に過大な流速が生じ、メーター等が損傷する恐れのあるときは、定流量弁を使用するなど、適切な措置を講じなければならない。

4. 水道メーター下流側の使用材料

メーターの下流側の給水装置工事に使用する給水管及び給水用具は、水道法施行令第5条に規定する構造及び材質の基準に適合しているものでなければならない。

給水装置工事に使用する給水管及び給水用具は、多種多様であり、その選定には使用目的、設置場所、設置後の維持管理等を考慮し、最も適した材料及び工法を選定し施工するものとする。

5. 給水装置の施工

- (1) 配水管への取付口の位置は、他の給水装置の取付口から 30cm 以上離れていること。
- (2) 配水管への取付口における給水管の口径は、当該給水装置による水の使用量に比し、著しく過大でないこと。
- (3) 給水管の口径を決定する場合において、車道内及び歩道内に布設する給水管の口径は、原則として 20mm 以上とする。
- (4) 給水管の引込みは、1 専用給水装置について 1 分岐とする。ただし、共同住宅にあっては、この限りでない。

- (5) 給水管の分岐方向は、配水管の布設してある道路の端まで配水管にほぼ直角とし、直線的な配管としなければならない。
- (6) 配水管から給水管を分岐する場合は、口径 150mm 以下の配水管（異形管を除く）から分岐しなければならない。ただし、管理者が特に認めたものについては、この限りでない。
- (7) 分水栓と管の継手との間隔は、50cm 以上としなければならない。
- (8) 配水管の管末からの分岐は、管末から 2m 以上上流側でなければならない。
- (9) 分水栓を取付ける管が金属管の場合には、貫通部に防食コアを取付けなければならない。
- (10) メーター器の設置場所については、道路境界から 1 m 以内に設置しなければならない。
- (11) メーターの設置場所は、容易に出入りができ検針しやすい場所であること。
- (12) 給水工事完了後、分水栓及びメーターの位置について、オフセットを記入した完成配管図を提出すること。

6. 水道メーターの設置条件

メーターは、原則として 1 給水装置に 1 個を設置する。ただし、次に掲げる場合にあっては、この限りでない。

- (1) 各戸が専用の入口、台所（非住宅にあつては事務所用流し等）、便所を備え、独立専用の条件を満たしているときは、各戸にメーターを設置することができる。
- (2) 店舗付住宅の場合、住宅部分と店舗部分の建物構造が独立専用の条件を満たし、他の給水管等からの流入がないと管理者が認めたものは、メーターを別途設置することができる。
- (3) 複数世帯住宅（同一敷地内の複数世帯）の場合、各世帯が独立専用の条件を満たしていると管理者が認めたものは、メーターを別途設置することができる。

中高層建築物の受水槽以下の装置においては、各戸メーターを認めない。ただし、直結給水部分については、この限りでない。

給水装置工事申請に必要な書類関係

ア. 新設及び変更で本管から給水する場合

- 給水工事申請書
- 給水装置工事許可証及び工事検査申請書
- 使用材料明細書
- 建築確認書（写し）
- 道路及び水路管理者の占用許可（同意）書（写し）
- 道路使用許可証（写し）

イ. 開発及び変更で以前から給水されている場合

- 給水工事申請書
- 給水装置工事許可証及び工事検査申請書
- 材料明細書
- 建築確認書（写し）

ウ. 開栓の場合

- 給水工事申請書
- 給水装置工事許可証及び工事検査申請書
- 使用材料明細書

エ. その他

- 特殊な場合は、水道工務係に確認を取ること

承認	申請	課長	補佐	係長	係員
	検査				

給水・給水装置工事承認申請書(給水工事台帳)				【区 分】	
令和 年 月 日 受付番号 第 号				1 新 設	
松前町水道事業 松前町長 様				2 開 栓	
松前町水道事業給水条例及び松前町水道事業給水条例施行規程に基づき 給水の申込みを致します。				3 変 更	
				4 撤 去	
				検針区使用者番号	
工 事 場 所		伊予郡松前町大字			
申 込 者 住 所		住 所			
ふ り が な 氏 名		氏 名 ⑩ TEL			
使 用 者 住 所		住 所			人員数
ふ り が な 氏 名		氏 名 ⑩ TEL			名
使 用 用 途		1 家庭用 2 団体用 3 工業用 4 営業用 5 湯屋用 6 船舶用 7 臨時用			
量 水 器	口 径	φ	mm	加 入 金	設計審査手数料
	番 号	-		竣工検査手数料	特設管負担金
	初 読 数	m ³			
	満 期 限	.			
指 定 給 水 装 置					
工 事 事 業 者 名					
連 絡 先		TEL ⑩			
主 任 技 術 者 氏 名		⑩			
臨 時 量 水 器		口 径	番 号	初 読 数	使用月数
		φ	mm	現 読 数	貸出年月日
				使用数量	返却年月日
				m ³	ヶ月
				m ³	年 月 日
				m ³	年 月 日
				消費税	円

注)1 使用する用紙の厚さは、135K(写真台紙程度)以上の上質紙を使用すること。
注)2 用紙の大きさは、A3とし、必ず両面印刷を行うこと。

誓 約 書	1. 維持管理について 私が施工した給水装置(給水管、メーターボックス、止水栓等)は、責任をもって維持管理致します。
	2. 給水管工事について 配水管の新設又は、布設替及び量水器の設置場所を変更する場合は、自費を以て工事致します。
注 意 事 項	3. 給水の中止について 3ヶ月以上滞納したときは、松前町水道事業給水条例第37条により停水処分を受けても異議申し立て致しません。
	4. 断水等について 突発事故等による断水となっても一切異議の申し立ては致しません。
見 取 図	5. 借家及びアパート等の場合 借家人氏名、入退居年月日は、必ず連絡致します。 空き家の場合、私方が責任をもって料金を納入致します。
	以上、誓約致します。
1. 道路使用許可書及び道路占用許可書の写しを添付すること。	
2. 舗装復旧予定年月日を記入すること。 令和 年 月 日 予定	
3. 給水装置工事設計施工要領を遵守すること。	
特設管 有・無	
採水補償 有・無	
分水ルート等 良	
メーター位置等 良	
使用材料明細書 有・無	
建築確認 有・無	
道路占用許可 有・無	
道路使用許可 有・無	
同意・誓約書 要・否	
分水検査員	
分水検査日 年 月 日	
検査時間 時 分	
穿孔切屑 有・無	
検査申請書 有・無	
分水側 0.75Mpa 有・無	
分水管状況写真 有・無	
宅内側 1.75Mpa 有・無	
宅内側 0.50Mpa 有・無	
宅内給湯 0.30Mpa 有・無	
出庫伝票記入日 年 月 日	
台帳登録 年 月 日	
加入金等 年 月 日	

分
水
状
況

給水管平面図(量水器は、道路境界から1メートル以内に設置すること)
メーター及び分水栓の位置は、オフセットを記入すること。

工事承認番号 No. _____

給水装置工事承認済証

指定給水装置
工事事業者名

主任技術者名

工事場所 伊予郡松前町大字

申込者氏名

上記給水装置工事に関して、下記の条件を付して承認する。

- 松前町水道事業給水条例及び関係法令を遵守すること。
- 当該給水装置工事承認に伴い、利害関係人等と紛争が生じた場合は、施行を中断し、申込者の責任において解決すること。

松前町水道事業給水条例及び松前町水道事業給水条例施行規程が契約の内容となります。
内容については、松前町ホームページを御覧いただくか上下水道課窓口にて御依頼ください。

令和 年 月 日

松前町水道事業
松前町長

工事検査申請書

工事承認番号 No. _____

工事場所 伊予郡松前町大字

申込者氏名 (印)

上記工事が竣工しましたから検査されたく申請します。

令和 年 月 日

指定給水装置
工事事業者名 (印)

主任技術者名 (印)

松前町水道事業
松前町長 様

検査報告書

工事承認番号 No. _____

工事場所 伊予郡松前町大字

申込者氏名

量 水 器	口 径	φ	mm	材 料 検 査	水 圧 テ ス ト	検 査 員
	番 号					
	初 読 数	m ³				
	満 期 限	・				

令和 年 月 日上記のとおり検査の結果を報告いたします。

松前町水道事業
松前町長 様

- 注)1 使用する用紙の厚さは、135K(写真台紙程度)以上の上質紙を使用すること。
注)2 用紙の大きさは、A4とする。

承認	記入例	申	補	係	係
		査	佐	長	員

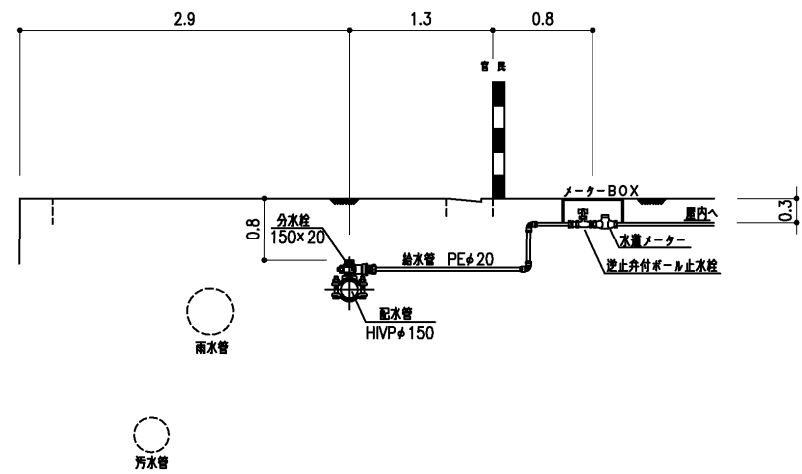
給水・給水装置工事承認申請書(給水工事台帳) 令和 年 月 日 受付番号 第 号 松前町水道事業 松前町長 様 松前町水道事業給水条例及び松前町水道事業給水条例施行規程に基づき給水の申込みを致します。		【区 分】 1 新 設 2 開 栓 3 変 更 4 撤 去 検針区使用者番号
工事場所	伊予郡松前町大字	
申込者住所	住所	
氏名	氏名 本人署名捺印 印 TEL	
使用者住所	住所	
氏名	氏名 本人署名捺印 印 TEL	
使用用途	1 家庭用 2 団体会 3 工業用 4 営業用 5 湯屋用 6 船舶用 7 臨時用 どれかに○を付ける	
量水器	口径	φ必要口径を記入 mm
	番号	加入金
	初読数	設計審査手数料
	満期限	竣工検査手数料
指定給水装置	工事事業者名 連絡先 主任技術者氏名	
臨時量水器	口径	番号
	初読数	使用月数
	現読数	貸出年月日
	使用数量	返却年月日
	量水器使用料	水道料金
	消費税	合計金額
	必要な場 φ合「13」とmm 記入	円
	円	円
	円	円

注)1 使用する用紙の厚さは、135K(写真台紙程度)以上の上質紙を使用すること。
 注)2 用紙の大きさは、A3とし、必ず両面印刷を行うこと。

誓約書	1. 維持管理について 私が施工した給水装置(給水管、メーターボックス、止水栓等)は、責任をもって維持管理致します。 2. 給水管工事について 配水管の新設又は、布設替及び量水器の設置場所を変更する場合は、自費を以て工事致します。 3. 給水の中止について 3ヶ月以上滞納したときは、松前町水道事業給水条例第37条により停水処分を受けても異議申し立て致しません。 4. 断水等について 突発事故等による断水となっても一切異議の申し立ては致しません。 5. 借家及びアパート等の場合 借家人氏名、入退居年月日は、必ず連絡致します。 空き家の場合、私方が責任をもって料金を納入致します。
	以上、誓約致します。 申込者の捺印 印
注意事項	1. 道路使用許可書及び道路占用許可書の写しを添付すること。 2. 舗装復旧予定年月日を記入すること。 3. 給水装置工事設計施工要領を遵守すること。
見取図	1. 市販の住宅地図を使用すること 2. 申請地を旗揚げし、赤色で明記すること

特設管	有・無
採水補償	有・無
分水ルート等	良
メーター位置等	良
使用材料明細書	有・無
建築確認	有・無
道路占用許可	有・無
道路使用許可	有・無
同意・誓約書	有・無
分水検査員	年 月 日
分水検査日	年 月 日
検査時間	時 分
穿孔切替	有・無
検査申請書	有・無
分水側 0.75Mpa	有・無
分水配管状況写真	有・無
宅内側 1.75Mpa	有・無
宅内側 0.50Mpa	有・無
宅内給湯 0.30Mpa	有・無
出庫伝票記入日	年 月 日
台帳登録	年 月 日
加入金等	年 月 日

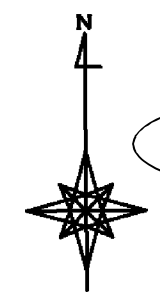
分水状況



給水管平面図(量水器は、道路境界から1メートル以内に設置すること)
メーター及び分水栓の位置は、オフセットを記入すること。

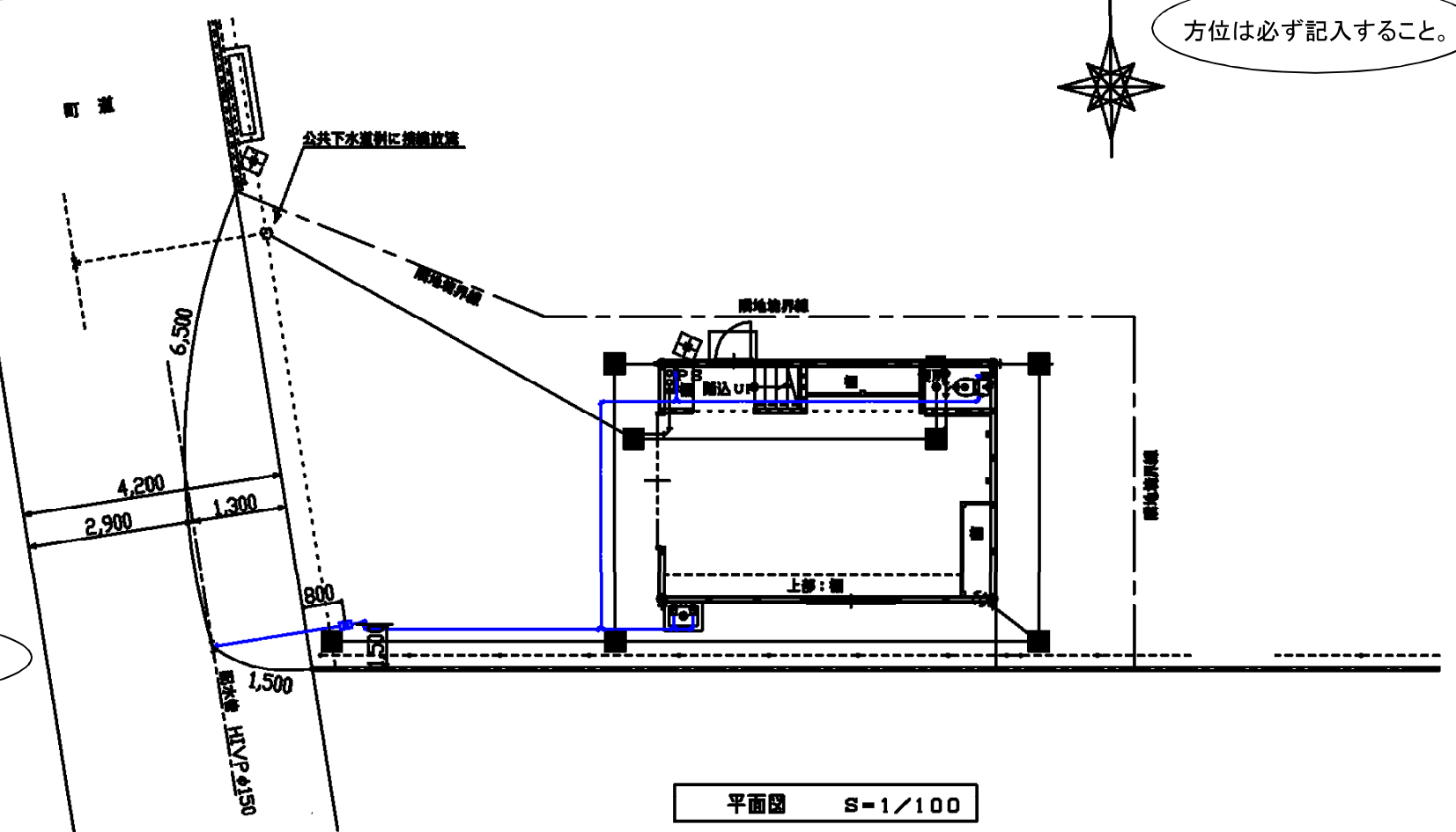
2階部分に給水する場合も表示すること。

直結水については「青色」で表示すること。
給湯器を設置する場合、給湯器以下は「赤色」で表示すること。



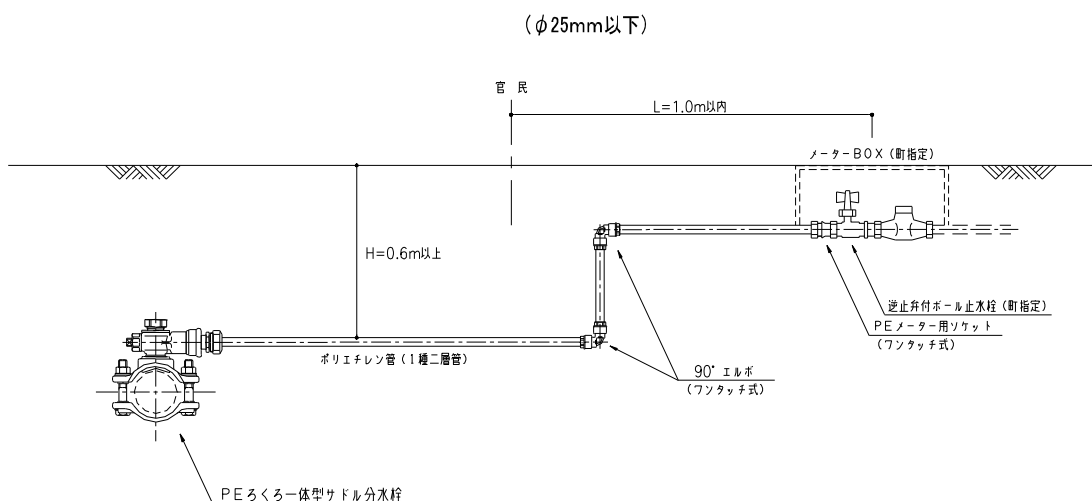
方位は必ず記入すること。

メーターの位置は、検針が容易な場所とすること。



平面図 S-1/100

給水装置工事仕様書

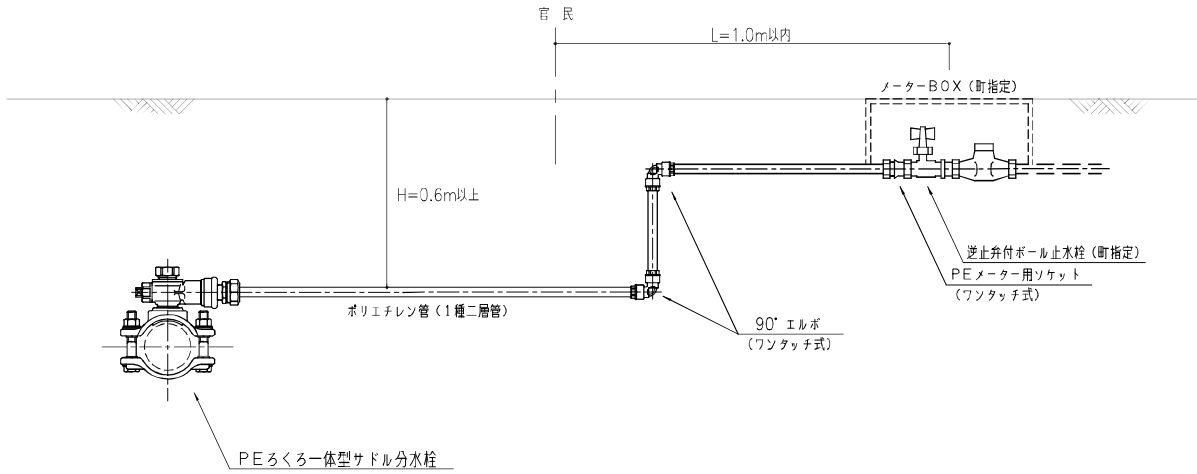


- ・ 分水する時は、事前（2・3日前）に上下水道課に連絡すること。
- ・ 掘削については、道路管理者の道路掘削占用許可又は、警察署で道路使用許可をとること。水路に添架する場合は、地元管理者に同意書をいただくこと。
- ・ 掘削後は、流用土（土質が悪い場合は、抜替えすること。）で埋戻、路面復旧について、本復旧に日数がかかる場合は、ストックファルト等で仮復旧すること。
- ・ 突発事故により断水することがあるので、対応できない家庭・事業所は、受水層を設けること。
- ・ 既設止水栓が甲型止水栓の場合は、使用者に了解をいただき、町指定の止水栓に取り換えること。

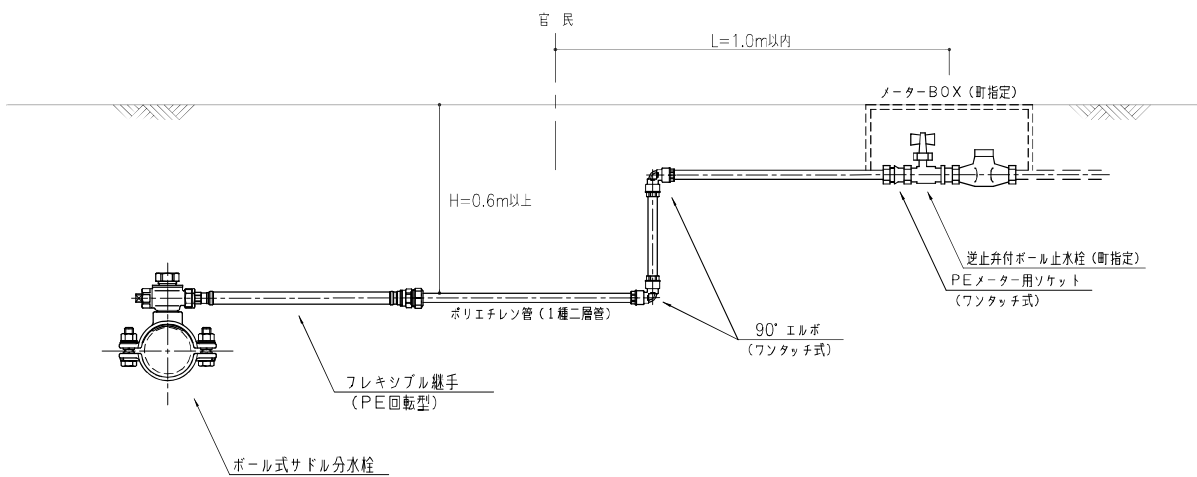
連絡先	松前町上下水道課	985-4229
	松前町管工事業協同組合	984-6569

給水管引込み標準図 S=1:NONSCALE

($\phi 25\text{mm}$ 以下)



($\phi 30\sim 40\text{mm}$)



水道料金等一覧表 (令和元年10月1日)

水道料金 (消費税込み)

メーター使用料 (消費税込み)	使用料 (1ヵ月)
量水器口径	
13 mm	72.6 円
20 mm	146.3 円
25 mm	156.2 円
30 mm	261.8 円
40 mm	324.5 円
50 mm	1,570.8 円
75 mm	1,835.4 円
100 mm	2,618.0 円

種別	区分	用途	水道料金 (消費税込み) 料金			超過水量 (1 m ³ につき)
			基本水量	基本料金	超過水量	
専用給水装置	計量制	家庭用	10 m ³	792.0 円	10 m ³ を超え 30 m ³ まで	126.5 円
			30 m ³ を超え 50 m ³ まで	139.7 円		
			50 m ³ を超えるもの	155.1 円		
		団体用	10 m ³ を超え 50 m ³ まで	146.3 円		
			50 m ³ を超え 150 m ³ まで	159.5 円		
			150 m ³ を超えるもの	173.8 円		
	工業用	200 m ³ を超えるもの	194.7 円			
		営業用	10 m ³ を超え 50 m ³ まで	145.2 円		
			50 m ³ を超え 150 m ³ まで	158.4 円		
	150 m ³ を超えるもの		172.7 円			
	湯屋用	200 m ³ を超えるもの	145.2 円			
		臨時用	1 m ³ を超えるもの	178.2 円		
10 m ³ を超え 30 m ³ まで			86.9 円			
家庭用	30 m ³ を超え 50 m ³ まで		94.5 円			
	50 m ³ を超えるもの	102.3 円				
	共用給水装置					

設計審査手数料

20 mm 以下1件につき	3,000 円
25 mm 以上1件につき	5,000 円

工事竣工検査手数料

20 mm 以下1件につき	2,000 円
25 mm 以上1件につき	3,000 円

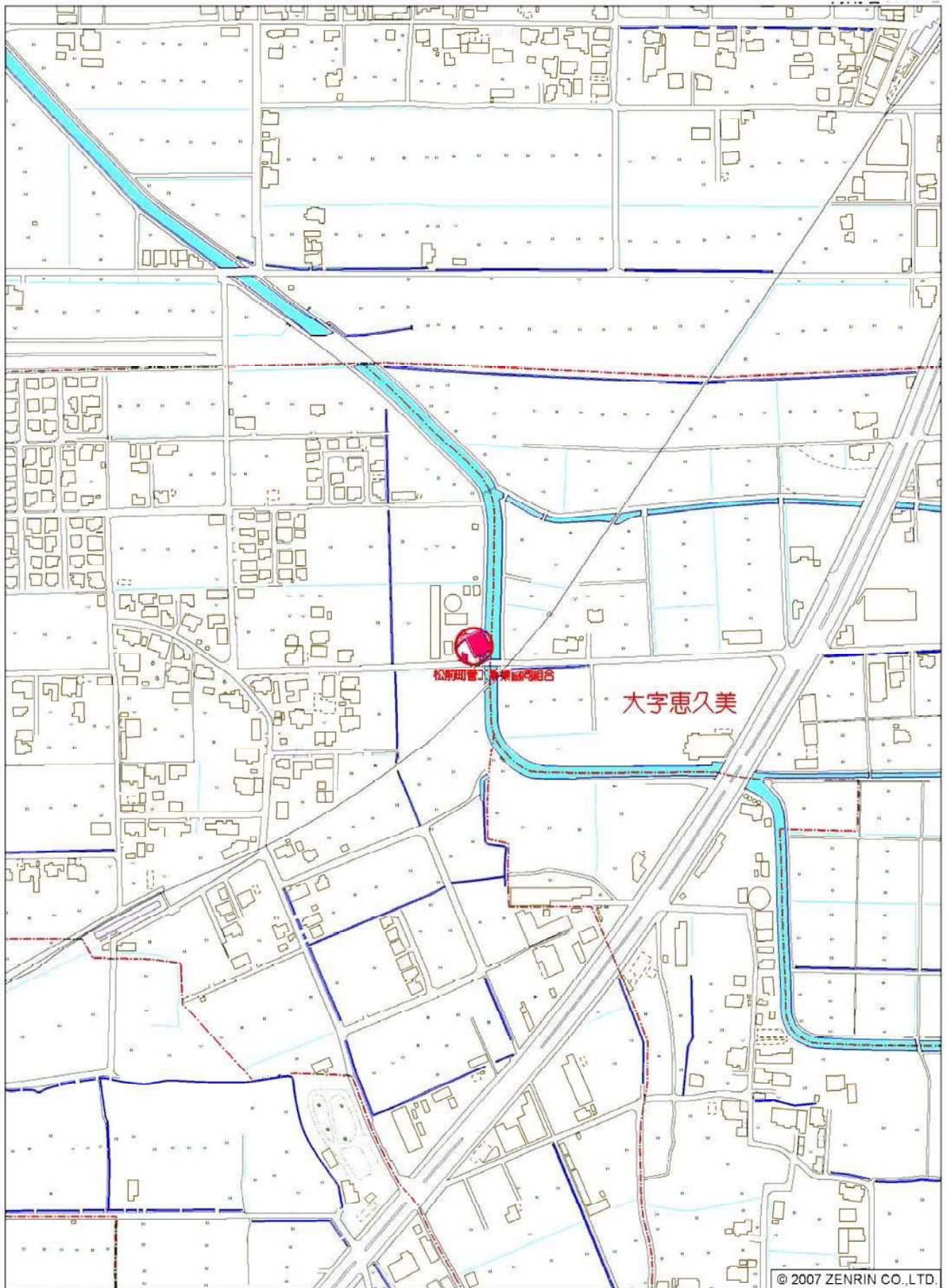
水道加入金 (消費税込み)

メーター口径	13 mm	20 mm	25 mm	30 mm	40 mm	50 mm	75 mm	100 mm以上
加入金	34,100 円	74,800 円	128,700 円	210,100 円	396,000 円	682,000 円	1,628,000 円	町長が別に定める。

水道閉栓費用 (消費税込み)

閉栓工事費用	2,200 円
--------	---------

※水道料金及びメーター使用料については、令和元年9月30日以前の使用期間を含む場合は旧税率（8%）が適用されます。



松前町大字西古泉付近

給水装置工事検査要領

1. 給水装置工事検査については、分水（穿孔）と屋内完成（メーター渡し）時に現場にて検査を行う。

① 分水（穿孔）検査の確認事項

- ・ 分水栓から止水栓までの給水装置の構造及び材質が適しているかの確認
- ・ 分水栓を取り付け止水栓まで配管し、穿孔前の状態で0.75MPaの静水圧を1分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないかの確認
- ・ 主任技術者が穿孔を行っているかの確認
- ・ 穿孔後、配水管の切カスの有無の確認

② 屋内完成（メーター渡し）検査の確認事項

- ・ メーター設置箇所よりすべての蛇口まで1.75MPaの静水圧を1分間加えたとき、水漏れその他の異常を生じないかの確認
- ・ メーターBOXが容易に検針できる場所に設置されているかの確認

※ 臨時メーターを貸出ししている場合は、検査後に使用料金を算出し、指定給水装置工事事業者に請求を行う。

2. 給水装置の屋内完成（メーター渡し）の検査は、以下の書類を提出し、検査日時を報告すること

- ・ 分水状況の施工図面、オフセット図及び写真
- ・ 屋内配管の変更図面及び写真
- ・ 新設屋内配管の水圧写真1.75MPa
- ・ 既設屋内配管の水圧写真0.5MPa
- ・ 二次側の温・水配管の水圧写真は、0.3MPa

※水圧テスト写真は、主任技術者が入り、近景及び遠景で撮影すること。

松前町上下水道課 水道工務係
(直) 985-4229

受水槽

受水槽の設置と構造

受水槽の設置及び構造は、次に掲げるところによる。

1. 設置位置

- (1) 受水槽は、換気がよく、維持管理の容易な場所に設置し、し尿浄化槽、下水等の汚染源に近接しない場所とすること。
- (2) 道路より低い位置に受水槽を設ける場合は、雨水及び汚水の流入を防止するような構造とすること。
- (3) 崩壊の恐れのある法面等の近くには設置しないこと。

2. 構造

- (1) 建築物の内部、屋上又は最下階の床下に設ける場合
 - ア. 外部から受水槽の天井、底又は周壁の保守点検を容易かつ安全に行うことができるように設けること。
 - イ. 受水槽の天井、底又は周壁は、建築物の他の部分と兼用しないこと。
 - ウ. 内部には、飲料水の配管設備以外の配管設備を設けないこと。
 - エ. 内部の保守点検を容易かつ安全に行うことができる位置に、ほこりその他衛生上有害なものが入らないように有効に立ち上げたマンホール（直径60cm以上）を設けること。ただし、受水槽の天井がふたを兼ねる場合はこの限りではない。なお、マンホール又はふたに施錠すること。
 - オ. 水抜き管を設ける等、内部の保守点検を容易に行うことができる構造とすること。
 - カ. ほこりその他衛生上有害なものが入らない構造のオーバーフロー管を有効に設けること。
 - キ. ほこりその他衛生上有害な物が入らない構造の通気のための装置を有効に設けること。ただし、有効容量が2 m³未満の受水槽については、この限りでない。
 - ク. 受水槽の上にポンプ、ボイラー、空気調和機等の機器を設ける場合においては、飲料水を汚染することのないように衛生上必要な措置を講ずること。
- (2) (1)の場所以外の場所に設ける場合においては、次に定めるところによること。
 - ア. 受水槽の底が地盤下にあり、かつ当該受水槽からくみ取り便所の便槽、し尿浄化槽、排水管（受水槽の水抜き管又はオーバーフロー管に接続する管は除く）、ガソリタンク、その他衛生上有害な物の貯留又は処理に供する施設までの水平距離が5 m未満である場合においては、前記ア及びウか

らくまでに定めるところによる。

イ. アの場合以外はウからクまでに定めるところによる。

3. 受水槽の容量

(1) 受水槽の有効容量は次式による。

① 受水槽容量

a) 低置受水槽

有効容量 = 1日当たり 使用水量 (設計水量) × 4/10 ~ 6/10 以上 1日当たり使用量 以下

b) 高置受水槽

$$\text{有効容量} = \frac{\text{1日当たり使用水量(設計水量)}}{\text{1日当たり使用時間}} \times \text{1時間以上2時間以下}$$

c) 受水槽の流入水量(補給水量)

$$\text{流入水量} = \frac{\text{1日当たり使用水量(設計水量)}}{\text{1日当たり使用時間}} \times 1 \sim 1.5$$

※ 流入水量の係数1~1.5は、特殊な場合を除いて1とする。

② 口径の決定

流入水量により受水槽への張り込み口径を求めるが、適正な計量を維持するためのメータの使用流量及び使用量は、表1のとおりであり、これらの数値を十分参考にして口径を決定する必要がある。

表1 水道メータ型式別使用流量基準

型式及び口径(mm)	適正使用流量範囲(m ³ /h)	一時的使用の許容流量(m ³ /h)		1日当たりの使用量(m ³ /d)			1ヶ月当たりの使用量(m ³ /月)
		1時間/日以内使用の場合	瞬時的使用の場合	1日使用時間の合計が5時間するとき	1日使用時間の合計が10時間するとき	1日24時間使用するとき	
接線流羽根車							
13	0.1~0.8	1	1.5	3	5	10	85
20	0.2~1.6	2	3	6	10	20	170
25	0.23~1.8	2.3	3.4	7	11	22	190
たて型ウォルトマン							
50	1.25~15	25	37	56	90	180	2,100
75	2.5~30	50	75	112	180	360	4,200
100	4~48	80	120	180	288	576	6,700

- (2) 3.3 の5の(2)による。また、受水槽の構造例を図 5-5 に示す。
- (3) 受水槽の有効容量とは、水槽において適正に利用可能な容量をいい、水の最高水位と最低水位との間に貯留されるものであること。(施行通知 昭和 53 年 環水 49)・最高水位と上壁の間隔は、30cm 以上とする。また、最低水位は揚水管より 1.5d (d = 揚水管口径) 上とする。
- (4) 副受水槽は原則として設けない。ただし、やむをえず設ける場合は越流、水撃作用等による事故を防ぐためボールタップの吐水量及び閉止時間を考慮して定めること。
 なお、受水槽容量算定の水理計算に際しては、副受水槽の容量は算入しない。
- (5) 水質保全のため、原則として消火用水槽と受水槽は兼用しないこと。ただし、やむをえず兼用する場合は、1日使用量の範囲内とすること。

$$\text{受水槽容量} (1 \text{日使用水量} \times 1/2 + \text{消火用水}) \leq 1 \text{日使用水量}$$
- (6) 受水槽を複数槽に分けて使用する場合及び複数個に分けて設置する場合は、有効容量は(1)と同様に算定した容量の合計とする。この場合、揚水管とは別に連通管を設けて各槽各個を連絡し、仕切弁を設けて区分できる構造とすること。
- (7) 給水負荷の変動に容易に対応(容量の変更)可能な措置を講ずることが望ましい。

4. 給水量の制限

- (1) 受水槽への給水管の口径は、3.3 の5の(2)の①のcの式より求められる水量を満足する給水管口径が必要である。ただし、表 3-12 のメータの使用流量上限範囲を超えないものとする。
- (2) 口径φ40mm以上のメータが必要となる場合は、給水管に定流量弁又は流量調節弁を取り付け、過大な流量が流れないようにすること。(設計流量の1.5倍を標準とする。)
- (3) 配水施設に比べて最大給水量が過大と管理者が判断した場合は、給水時間の制限又は給水量を制限することがある。
- (4) 受水槽を複数槽に分けて使用する場合及び複数個に分けて設置する場合は、同時に2個以上の吐水口から給水しないこと。
- (5) 吐水口はメータ口径より大きくしないこと。

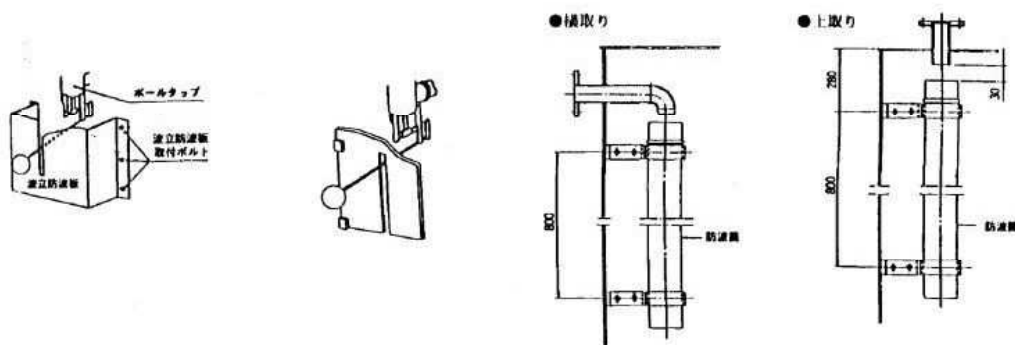
5. 付属設備

- (1) ボールタップ及び定水位弁
 - ① ボールタップの取付位置は、点検修理に便利な場所を選定し、この近くにマンホールを設置すること。
 - ② 吐水口径φ13~20mmまでは複式ボールタップによる入水とする。吐水

口径φ25mm以上については、水撃作用を防止するため、定水位弁（副弁付き）を使用すること。なお必要な場合はパイロット管の頂上部に空気弁を取り付けるものとする。

- ③ 吐水口径φ25mm以上でポンプ加圧方式とする場合は、定水位弁と電磁弁による入水を標準とする。この場合、定水位弁の作動頻度を少なくするため、電極棒の設定水位を決めること。（1日使用量の1時間分を標準とする。）
 - ④ 高置水槽式であって1基の低置水槽より複数の高置水槽に揚水する場合は、電磁弁による入水を標準とする。
- (2) ウォーターハンマー防止器
- ① 吐水口径φ25mm以上の場合は、水撃作用を防止するため受水槽前（定水位弁の上流）にウォーターハンマー防止器を設置すること。
 - ② 防止器の容積、型式の選定及び設定空気圧は、個々の機器の計算式により決定すること。
- (3) 直結給水栓
- ① 受水槽の清掃、停電時の臨時給水用等に使用するため、受水槽脇に1栓の直結式給水栓を設置することが望ましい。
 - ② ただし、第2種共同住宅の場合は、別に専用給水装置を設置すること。
- (4) 波立ち防止用装置
- ① 吐水口径がφ25mm以上の場合、防波装置を取り付けること。またφ20mm以下であっても必要に応じて設置すること。
 - ② 取り付け位置は主弁の吐水口とし、必要に応じて副弁にも取り付けるものとする。なお、取り付けは受水槽に固定し、容易にはずれない構造とする。

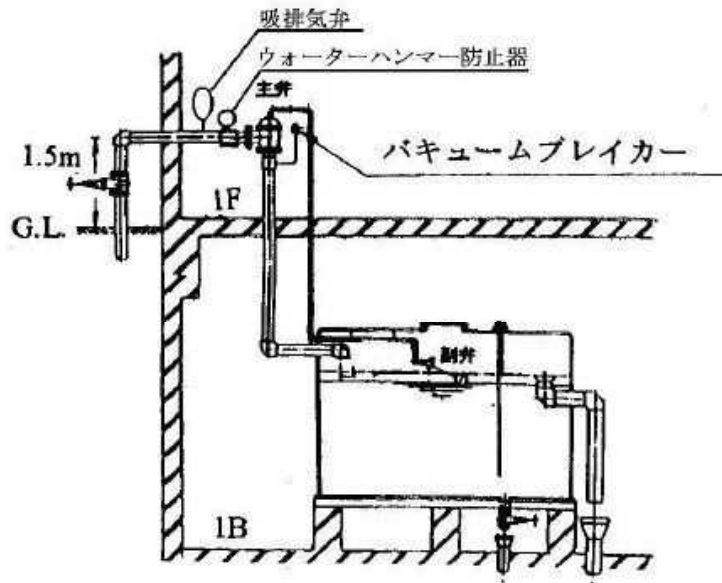
図 5-1 波立ち防止装置設置例



(5) 配管

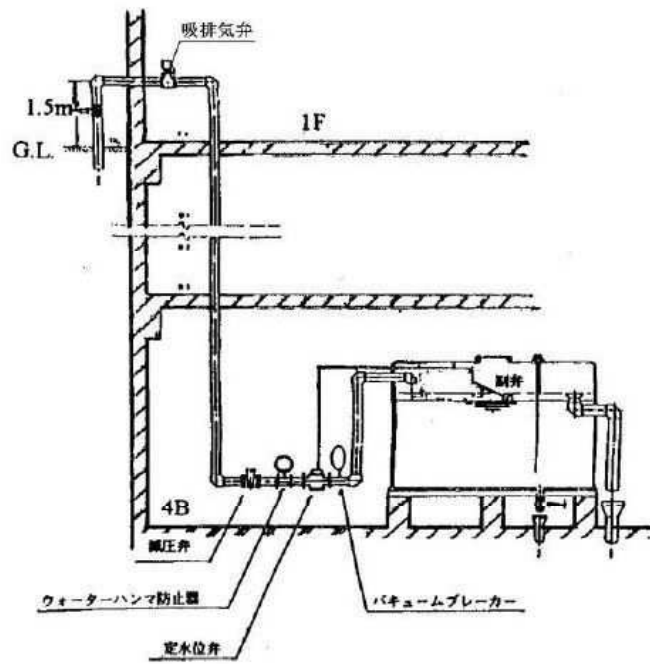
- ① 受水槽には、越流管を設置すること。その取付に際しては、水槽にほこりその他衛生上有害な物が入らない構造とし、出口には目の細かい防虫網を設けること。なお越流管の口径は給水管の呼び径の2倍以上を標準とする。
- ② ボールタップの上流側には、必要に応じてストレーナを設けること。
- ③ 給水管及びパイロット管には、必要に応じて可とう管を取り付けることができる。
- ④ 受水槽には、最低部に排水管を取り付けること。
- ⑤ 電磁弁及び定水位弁の故障に備えて、臨時補給水用として副弁のパイロット配管及び主弁にバイパス配管を設けることができる。
- ⑥ 地下に受水槽を設置する場合は次のとおりとする。
 - メータ下流で流入管を立ち上げ（地上から 1.5m 以上を標準とする。）、頂上部に有効な真空破壊装置を取り付けること。
 - 定水位弁等の制御装置は立ち上げ部に設置すること。

図2 地下に受水槽を設置する場合（地下1階）



- 設置場所が地下2階以下で立ち下げ距離が長いときは、定水位弁等の制御装置を受水槽と同一階に設置する。ただし、この場合は減圧弁を設置し、その位置は定水位弁の上流で同レベルとすること。

図3 地下2階以下に受水槽を設置する場合

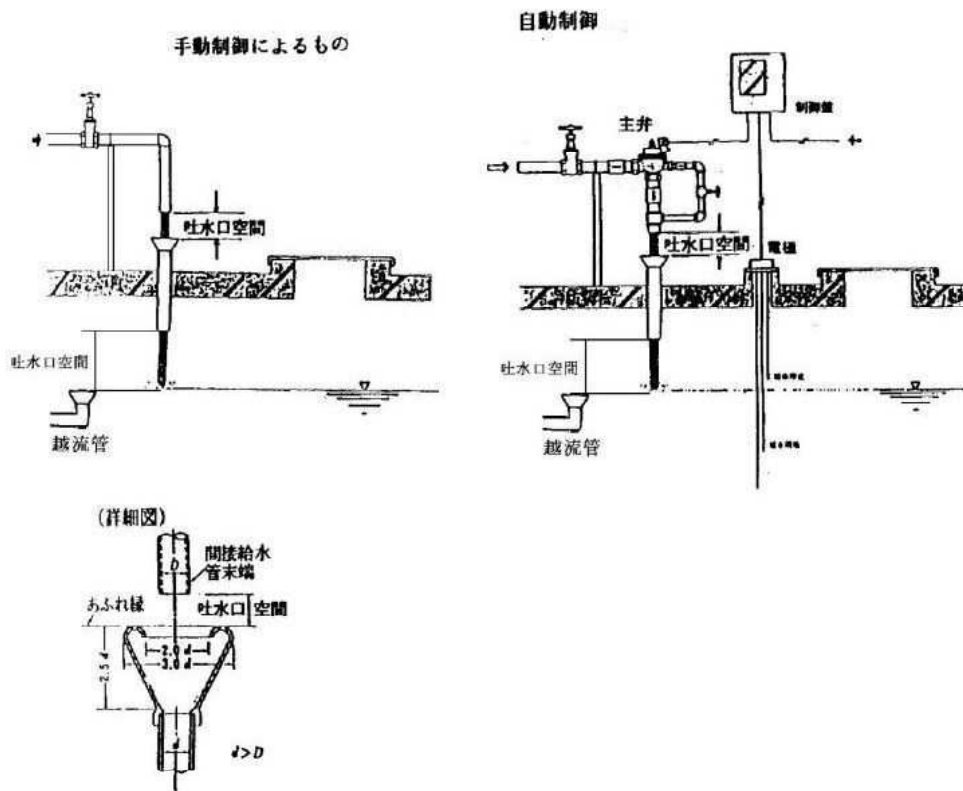


- ⑦ 副受水槽を設置する場合は、吐水口空間，オーバーフロー，点検口等の受水槽機能を確保すること。

6. 受水槽以外のタンクへの給水

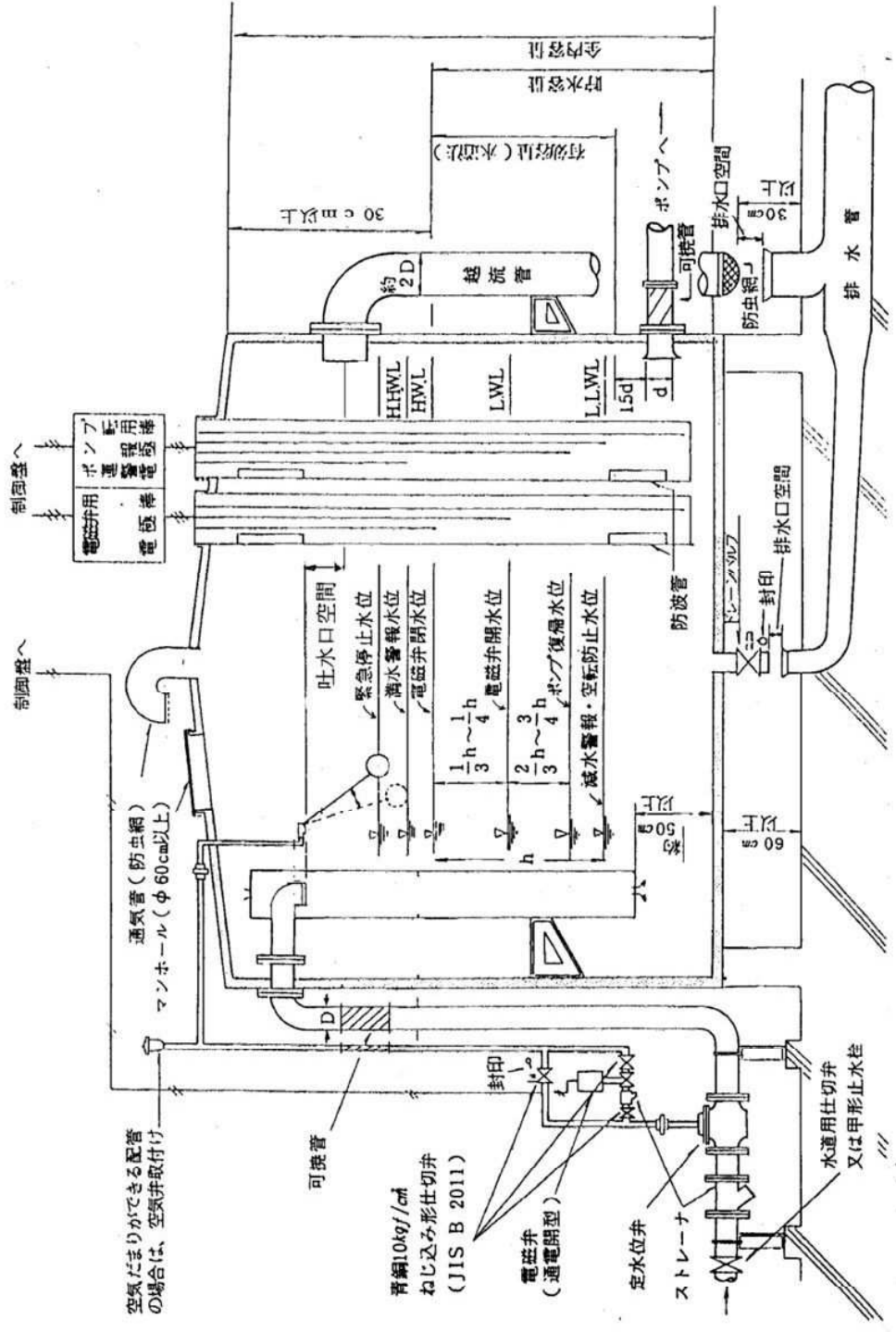
- (1) 消火用貯水槽、冷却水槽、汚水槽、薬品槽及び槽の2次側で循環する構造になっているものに給水する場合は、受水槽方式又は副受水槽を設けて給水すること。
- (2) 前記の他、配管の途中に吐水口空間を設けて給水することができる。この場合の入水制御は手動を標準とするが、自動給水とすることができる。いずれの場合も吐水口（給水管）が槽の中に入らない構造とし、吐水口を二重に確保すること。ただし越流管が設置されている場合は、この限りでない。（図4）

図4 二重の吐水口空間の確保



埋設型貯水槽（雑用水槽、消火用水槽）への給水は上記方式とする。

図5 受水槽と関連装置の構造



令和 年 月 日

松前町水道事業

松前町長

様

申請者 住所

氏名

Ⓜ

電話番号

開 発 等 給 水 協 議 書

開発等事業地に給水を受けたいので、松前町水道事業給水条例及び松前町水道事業給水条例施行規程に基づき、関係書類を添えて協議します。

記

1 給 水 場 所 伊予郡松前町大字
(対象地番を全部記入)

2 開発等の事業の名称 (団地名)

3 開 発 等 の 目 的 1 宅地造成による土地分譲
(該当番号を○で囲む) 2 宅地造成及び分譲住宅建築
3 その他

4 開 発 等 の 事 業 概 要 開発区域 m²
契約数 契約 (新規加入 契約)

5 開 発 等 の 事 業 予 定 時 期 着工 令和 年 月
完成 令和 年 月

6 給 水 希 望 年 月 令和 年 月

7 水道工事施工予定業者名

8 添 付 書 類

(1) 位置図 S=1/10,000

(2) 計画平面図 S=1/250~S=1/1,000

(3) 配水管布設計画平面図 S=1/250~S=1/1,000

(4) その他必要書類 (道路位置指定通知書、公共施設管理予定者との協議経過書等を添付のこと。)

給水協定書

松前町水道事業 松前町長 田中 浩介（以下「甲」という。）と
（以下「乙」という。）は、乙が施行する開発行為等にかかる給水について、次のとおり協定する。

（給水計画）

第1条 甲は、乙が施行する次の事業にかかる給水について同意する。

- （1） 事業所の名称
- （2） 所在地 伊予郡松前町大字
- （3） 開発区域面積 m^2
- （4） 契約数 契約（新規加入 契約）

（給水施設）

第2条 乙は、当該事業の給水施設工事を実施するにあたっては、松前町水道事業給水条例及び松前町指定給水装置工事事業者規程等、水道に関する法令等を遵守するものとする。

（給水方法）

第3条 乙は、甲の所有する水道施設より分岐し、開発等の区域内に給水を受けるものとする。

（実施計画）

第4条 乙は、前条の給水施設の実施設計にあたっては、あらかじめ甲と十分協議し、その指示に従い承認を得なければならない。

（給水施設工事の着手）

第5条 当該事業の給水施設工事は、設計図書及び工事着手届、工程表、使用材料承認願を提出し、甲の承認を受けてから着手すること。

（加入金等の納入）

第6条 乙は、松前町水道事業給水条例及び松前町水道事業給水条例施行規程に基づき、着手する前に加入金（ ϕ mm ）、設計審査手数料及び工事竣工検査手数料等（以下「加入金等」という。）を甲に納入しなければならない。ただし、甲が特別の事情があると認めたときはこの限りではない。

2 工事完成後 ϕ mm を変更する場合は、加入金等の差額を甲に納入する。

（工事の監督及び検査）

第7条 甲は、当該事業の給水施設工事について、監督員を定め、乙は、甲が定めた監督員の指示に従い誠実に施工しなければならない。

2 乙は、工事が竣工した場合には、速やかに甲に竣工届を提出し、竣工の検査を受けなければならない。

（維持管理の責任）

第8条 乙は、工事完成後においても、所有権の移転が完了するまでは責任をもって維持管理を行わなければならない。

（給水施設の寄付）

第9条 乙は、第7条第2項の検査に合格した給水施設（道路内に設置した $\phi 50mm$ 以上）を甲に寄付するものとする。

（給水開始時期）

第10条 甲は、当該事業の給水について、第7条第2項の竣工検査及び第6条にかかる加入金等が納入された日から給水を開始する。

（かし担保）

第11条 乙は、甲に給水施設を寄付した日から、2年間はかし担保する責めを負う。

（協定書の効力）

第12条 本協定は、締結の日から2カ年以内に給水施設工事に着手しない場合は、無効とする。ただし、甲が特別の事情があると認めたときはこの限りではない。

（補則）

第13条 本協定の疑義及び本協定に定めのない事項については、甲、乙協議の上、別途定めるものとする。

令和 年 月 日

甲 愛媛県伊予郡松前町大字筒井 631 番地
松前町水道事業
松前町長 田中 浩介 印

乙

配水管（防火水槽等）布設工事申請書

申請年月日	令和 年 月 日
工事場所	伊予郡松前町大字
工事内容	
工事期間	着工 令和 年 月 日 完成 令和 年 月 日

上記工事について、松前町水道事業給水条例及び松前町水道事業給水条例施行規程に基づき、工事を申請します。

松前町水道事業
松前町長 様

申請者 住 所
名 称
及び氏名



水道工事施工業者名
(指定給水装置工事事業者)

給水装置工事主任技術者

添付書類

1. 付近見取図、平面図、断面図
2. 道路使用許可書、道路占用許可書の写し
3. 工事完成後、完成届、工事写真、完成図面

(様式1)

令和 年 月 日

松前町水道事業

松前町長

様

住所

氏名

㊟

上水道管等寄付採納申請書

このことについて、下記のとおり寄付したいので、採納されるよう松前町水道事業会計規程第71条の規程に基づき申請します。

記

申請箇所：伊予郡松前町大字

名称：上水道管 一式

(管種： 、口径 ミリ 延長L= m)

(管種： 、口径 ミリ 延長L= m)

(管種： 、口径 ミリ 延長L= m)

： 消火栓 基

(様式2)

誓 約 書

令和 年 月 日

松前町水道事業

松前町長

様

住 所

氏 名

㊞

令和 年 月 日付で上水道管寄付採納申請を行いました下記申請地の水道施設等において緊急修理等の必要が生じた場合、当方の所有地（管理地）ではありますが、松前町が行う修理工事等に対して異議の申し立てをしないことを誓約します。

記

申請箇所：伊予郡松前町大字